

内閣官房説明資料
(公金受取口座の登録)

令和2年11月10日

公金受取口座の登録について

今般のコロナウイルス感染症対策における公金給付等の対応においては、国民の公金受取のための口座情報を国が把握できていないことが大きなボトルネックに。また、マイナンバーが利用できず、申請者の特定などが課題に。

⇒国民がマイナンバーとともに公金受取口座をマイナポータルに登録し、緊急時の給付金に活用することを検討

→継続審議中の議員立法案では、任意で一つの口座情報をマイナポータルに登録するものとされているところ。
次期通常国会でその内容を広げることも考えられる。

考えられる拡充案

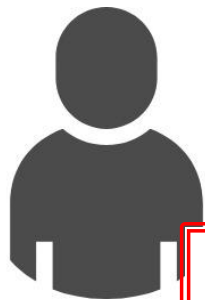
口座の利用先：緊急時の給付金のみならず、児童手当や生活保護など、広く公金・還付金を追加

口座の登録者：希望者のマイナポータルからの登録のみならず、登録方法を抜本的に拡大

⇒行政機関等における既存の登録口座を、本人同意の下、連携して登録

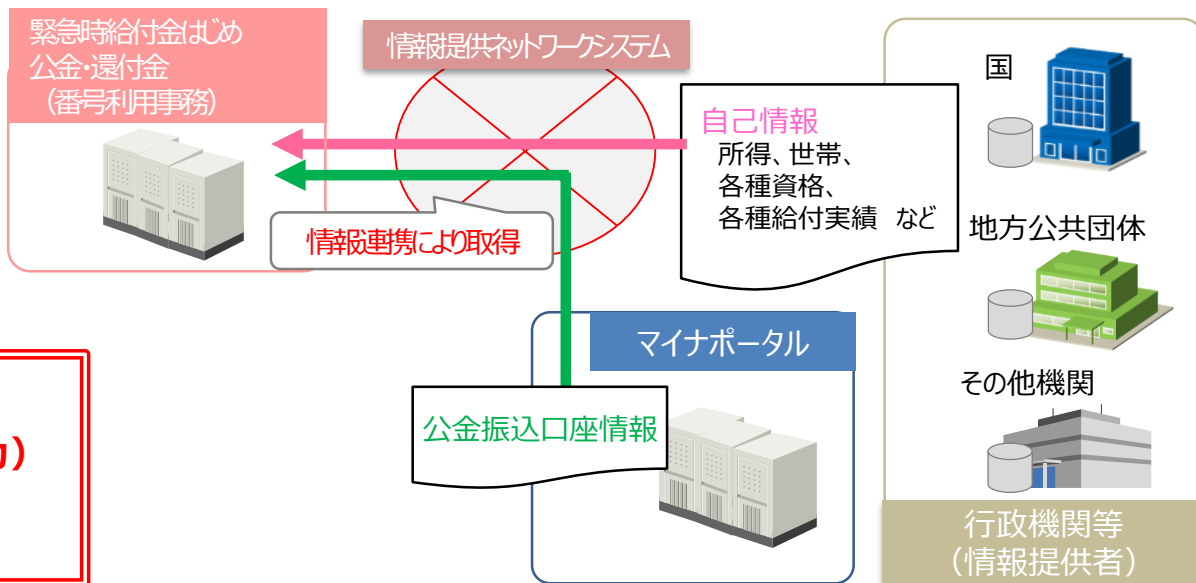
制度完成後のイメージ

国民（申請者）



申請

- 簡単なオンライン申請
(ほとんどの項目は自動入力)
- スピーディーな給付



今後の工程

